

日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本獣医師会(以下「本会」という。)が、広く国民の間に命あるものとしての動物の適正な飼養が普及・推進されることを目的に、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)の規定により地方獣医師会が行う動物愛護週間行事等の行事において、本会会長が授与する動物愛護管理功労者(以下「功労者」という。)及び小学生・中学生を対象にした動物愛護作文、動物愛護図画・絵画(以下「動物愛護作品」という。)優秀者に対する褒賞に関する事項を定めるものである。

(褒賞の種類)

第2条 褒賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本獣医師会会長表彰状(以下「表彰状」という。)
 - (2) 日本獣医師会会長賞状(以下「賞状」という。)
- 2 表彰状は、次条第1項第1号に該当する者に、また、賞状は同項第2号に該当する者に授与するものとする。
- 3 次条第1項第1号に掲げる功績がある者として会長が特に認めた場合には、同条第1項の規定にかかわらず、本会の理事会(以下「理事会」という。)の承認を得て当該者に表彰状を授与できるものとする。

(褒賞の対象となる者)

第3条 前条第1項の褒賞の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 功労者は、動物の福祉及び愛護の増進に貢献し、顕著な功績がある者として、動物愛護管理法に規定する動物愛護週間にちなんで第4条に基づき地方獣医師会会長から推薦があった者又は団体
 - (2) 動物愛護作品は、動物の福祉や愛護の増進に資するため、小・中学生が作成した作品として適当なもので、動物愛護管理法に規定する動物愛護週間にちなんで第4条に基づき地方獣医師会会長から推薦があったもの
- 2 前項第1号に該当する功労者は、原則として、次の要件の何れかを満たしている者又は団体とする。
- (1) 動物の福祉及び愛護の増進に関する普及、啓発活動に関し尽力し、かつ、その功績が顕著であると認められること。
 - (2) 動物の福祉及び愛護の増進のための指導、助言、支援活動に関し尽力し、かつ、その功績が顕著であると認められること。
 - (3) 動物の適正な管理と動物愛護精神の高揚に関し、特に他の模範となるような業績を上げたことと認められること。

3 第1項第2号に該当する動物愛護作品は、動物の飼育や動物とのふれあい等に関し、動物の福祉及び愛護の増進に資する上で優れた作品と認められるもの。

(褒賞候補者の推薦)

第4条 前条1項第1号及び第2号に基づく褒賞候補者の推薦(第2条第3項による理事会の承認した者を除く。)は、地方獣医師会会長が推薦調書を会長に提出して行わなければならない。

2 前項に基づく褒賞候補者の推薦数は、原則として次のとおりとする。

(1) 動物愛護管理功労者表彰状 1 地方獣医師会につき2名又は2団体以内又は1名・1団体以内

(2) 動物愛護作品賞状 1 地方獣医師会につき作文及び図画・絵画それぞれ9名(9作品)以内

(経費の負担)

第5条 褒賞に係る経費のうち、本会が作成する表彰状及び賞状に係る経費以外の経費については、推薦を行った地方獣医師会の負担とする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則(平成22年3月24日制定、平成21年度第4回理事会承認)

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。